

毎月第2土曜日に公共工事の一斉閉所に取り組みます

～目指せ！建設現場土日一斉閉所！魅力ある建設業の実現のため、働き方改革を推進します～

建設業においては、2024年4月からは労働基準法に基づく時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。時間外労働を抑制し、同規制をクリアするためには、労働生産性の向上と週休2日（土日閉所）の定着が必要不可欠です。

千葉市では、市内建設関係団体と共に、建設業の更なる働き方改革推進のため、令和6年4月から毎月第2土曜日に公共工事の一斉閉所に取り組みますので、お知らせします。

1 実施日

令和6年4月以降の毎月第2土曜日

2 対象工事

本市発注の公共工事

※緊急工事や現場条件等で制約のある工事等、やむを得ない場合を除く

<参考>建設現場の一斉閉所

取組主体（順不同）

千葉県、千葉市

賛同機関（順不同）

国土交通省 関東地方整備局

利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、  
千葉港湾事務所

一般社団法人千葉県建設業協会、一般社団法人千葉市建設業協会

千葉県建設産業団体連合会、協同組合千葉市管工事業協会、千葉市造園緑化協同組合  
協同組合千葉電設協会、千葉アスファルト合材協会、千葉県生コンクリート工業組合